

「第三者評価、受審促進の きざしを感じながら」

代表理事 新津ふみ子

I. 閣議決定「規制改革実施計画」から

会報第48号で、平成29年2月21日、内閣府規制改革推進室が主催した「公開ディスカッション」で第三者評価が取り上げられ、内閣府からの問題提起の内容とディスカッションからの学びを報告しました。

規制改革推進会議は、わが国が豊かで活力ある国であり続けるためには、不断の規制改革の取り組みを通じて、時代に適合した規制のあり方を模索し、実現して行かなければならない。そして規制改革をより一層推進するため、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革推進会議」が平成28年9月に設置されました。この会議においては、行政手続きコスト削減や分野ごとの規制改革に取り組み、平成29年5月23日に「規制改革推進に関する第1次答申」が内閣府に提出されました。この答申を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等について、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現をはかってゆくために、「規制改革実地計画」が6月9日閣議決定されています。

この計画のなか、「医療・介護・保育分野」において、「公開ディスカッション」などで検討された内容を踏まえ、「介護サービス利用者の選択に資する情報公開制度及び第三者評価の改善」が提案されました。さすがの提案というか、第三者評価の目的の一つである介護サービス利用者の選択に資する取り組みや受審促進につながる内容があった一方、意味がわかりにくい内容もありました。何はともあれ、規制改革のなかで第三者評価が取り上げられたことにより、一歩でも前進するきざしを感じ、本当にうれしくなりました。

私が気になった内容(次頁上欄参照)を紹介します。提案に関する実施時期は、ほとんどは平成29年度検討・結論、30年度措置です。当然、実施の所管府省は厚生労働省です。

この提案をみると、第三者評価の推進役である都道府県

(社会的養護関係施設は全社協)の活性化が課題であり、注目しましょう。また、事業者における重要事項説明の義務として第三者評価の受審状況等を取り上げており、関係する事業者との調整などがされると思われませんが、サービスの質の向上への取り組みは事業者の義務であり、その対策の一つとして第三者評価を積極的に活用する後押しになると考えます。近年の虐待数の伸びには心が痛みます。サービス・施設が増え、働く職員の教育がゆきわたらないことが理由だとしても、福祉事業の経営者の責任はあたり前に問われます。現場の人たちだけでの振り返り、反省だけではむずかしいのではないのでしょうか。適切な評価基準を指標として、外部の眼を入れ、自分たちに不足していること、そして改善点を明確にすることは行動化を促します。もちろん、私たち評価機関、評価調査者の質の向上は欠かせません。仲間たちとの交流を深め視野を拡大し、あるべき姿を目指します。

加えての関心です。第三者評価に関する提案以外に、介護サービス情報公開システムの分野においては、「介護サービス情報公表システムにおける情報項目について、介護事業者を選択する基準となる情報を調査・研究した上で、その結果を踏まえ、利用者・家族向け情報と専門職(ケアマネジャー等)向け情報に再編することの適否を検討し、介護事業者選択に資する情報をわかりやすく表示する」という内容です。期待しています。

II. 全国社会福祉協議会 笹尾勝 氏の講演から

全社協で第三者評価を担当する政策企画部長の笹尾さんに、6月25日第3連(全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会)の総会で、第三者評価事業をめぐる動向と今後の課題について講演をいただきました。第三者評価に関する歴史、影響を与えている制度政策、そして第三者評価の現状を具体的に説明していただきました。第三者評価をめぐる動向と課題については、笹尾部長の説明資料から一部紹介します(左欄下表参照)。平成16年度に「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断に関するガイドラインについて」が通知され、17年度からの実施です。しかし、全国的には受審は進まずじまいでしたが、平成24年、社会的養護関係施設における第三者評価の義務づけから大きく変化し、保育分野、障害分野、高齢分野にまで広

49号の ガイド

1～2P:「第三者評価、受審促進のきざしを感じながら」
3P:「荒木 創 君ありがとう。こんど会ったときもまた、お世話になります」
3～4P:5月内部研修会報告、他

◆『厚生福祉』の巻頭言の会報への同封は、都合によりお休みとさせていただきます。(編)

●第三者評価受審促進に向けた具体的数値目標の設定と支援等の実施

厚生労働省においては、平成28年度から特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護および訪問介護における福祉サービス第三者評価事業の受審率の引き上げを目指し、「前年度以上の受審率」を目標とし、介護施設等に対して本事業の積極的な受審を促すよう地方自治体へ周知する等の取り組みを行ってきたが、依然として介護分野における本事業の受審率は低調である。したがって、

- a. 第三者評価事業受審の意義等を明らかにした上で、事業類型別・都道府県別の福祉サービス第三者評価受審率の数値目標の設定及び公表に向けて、都道府県等の意見を踏まえつつ、検討し、結論を得る。
- b. 各都道府県における第三者評価受審率等の公表を行う。

●第三者評価受審にかかわるインセンティブの強化

福祉サービス第三者評価事業については、所轄庁による指導監査や情報公表制度における訪問調査等との重複感を指摘する声がある。したがって、

- a. 第三者評価機関が第三者評価を行う場合、介護事業者が他の監査・評価等で提出した資料と同様のものを使うよう都道府県等を通じて促すなど介護事業者への負担を軽減することを検討し、結論を得る。(※新津としてはこの提案はよくわかりません)
- b. 第三者評価受審介護事業者に対して講じられる負担軽減策等の受審メリットを、都道府県等と連携の上、介護事業者に対して、分かりやすく示す。
- c. 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする。

●第三者評価の利用者選択情報としての位置づけの強化

福祉サービス第三者評価事業は、介護事業者におけるサービスの質の向上および利用者の適切なサービス選択に資する情報とすることを目的の一つとして実施されているが、利用者は、介護事業者選択にあたって、第三者評価結果をほとんど参照していないとの指摘がある。したがって、

- a. 契約締結時における介護事業者からの重要事項説明として、第三者評価の受審状況等の説明を義務化する。
- b. 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする。(再掲)

●第三者評価機関および評価調査者の質の向上の推進

福祉サービス第三者評価事業については、第三者評価機関・評価調査者の質に課題があり、受審が普及しない一因となっているとの指摘がある。したがって、第三者評価機関・評価調査者の質の向上をはかる観点から、

既存の研修体系の在り方を見直すとともに、不適格な第三者評価機関(評価調査者)の退出ルールの在り方について検討し、結論を得る。(※H29年度検討・結論)

がっています。

当法人への問い合わせをみても、新たに都外の事業所、3法人から評価の依頼があります。受審目的、動機が明確です。また先日は、企業主導型保育所から初めて問い合わせがありました。この分野の保育園は、内閣府が所轄しており、厚労省所轄の保育園のように受審費用の補助金は出ませんが、努力義務であることを意識した相談です。

笹尾部長が話したように、第三者評価をめぐる基盤整備が終わり、いよいよ受審促進に入るのだと思います。部長の講演資料は、許可を得て、第3連のホームページに掲載します。本当に参考になります。

＊

今回も“長渕剛”で締めます。

最近よく見る録画です。震災後、福島県南相馬市に開設した高等学校の校歌を、作家の柳美里が作詞、長渕が作曲しています。入学式で長渕がギターを弾きながら歌う校歌に涙をかみしめる学生たちの瞳、皆で肩を組みながら長渕と“乾杯”を歌うときの明るい笑顔に惹かれ、涙しています。

5月21日、会報48号で紹介した荒木創 君とのお別れ「海洋散骨」に参列しました。荒木君の粉になった“骨”を海に、そして花びらも沢山撒きました。荒木君と最後に飲んだ焼酎も撒いたのですが、私は声を出すことができず、『荒木くん』と呼ぶことができず、ただ泣き続けていました。

何やら、泣いてばかりです。年齢でしょうか。

年月	取り組み内容
平成10年11月	社会・援護局長の私的懇談会「福祉サービスの質に関する検討会」を設置
平成13年3月	同検討会が「福祉サービスにおける第三者評価事業に関する報告書」をまとめる
平成13年5月	「福祉サービスの第三者評価事業の実施要領について(指針)」通知発出 ・13.7 平成13年度版障害者・児施設のサービス共通評価基準について(通知) ・14.4 児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知) ・15.5 児童福祉施設(児童自立支援施設・情緒障害児短期治療施設)における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)
平成15年度	全社協に「第三者評価基準及び評価機関の認証のあり方に関する研究会」を設置(推進体制やガイドライン等の研究を実施)
平成16年5月	「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(通知)
平成16年8月	「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドラインについて」(通知)
平成24年3月	「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(一部改正通知)並びに「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」及び「社会的養護関係施設における第三者評価基準の判断基準等について」通知発出
平成26年4月	「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」(全部改正)通知発出
平成27年2月	「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施
平成28年3月	「保育所における第三者評価の実施について」通知発出
平成29年2月	「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」通知発出
平成29年3月	「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」通知発出

“荒木 創 君ありがとう。こんど会ったときもまた、お世話になります”

会員 要厚子

「故 荒木 創 様 海洋散骨」。

この5月21日、快晴の横須賀港遙か沖で執り行われた創君を海へ送るクルーズ船で手にした式次第表紙の文字である。故人については、本誌前号で代表と事務局長が書いているのでここでは省略するが、彼には、事故のあった昨年末、その数日前まで私事でもお世話になっていたし、明けて1月の約束もあったので、名前に“故”と付けられても、5か月を経たこの時も実感がなく、この次第を受け取ったとき、なぜか腹立たしい思いがした。

クルーズ船の明るいキャビンでは、花やクッキーの入ったバスケットの横で、ボランティア仲間が描いたという創君の似顔絵がうつむき加減に、少し、はにかんだやさしい、いつもの笑顔を見せていた。彼を失ったことを少し身近に感じて胸が詰まった。

乗客、つまり参式者は、ご親族のほか、高校の同級生、ボランティア仲間など若者が主流で、30人ほどだった。仕事上のクライアントでご家族が彼に大変にお世話になった、という中年のご婦人もいらした。

メインの散骨式は、船尾のデッキで執り行われた。催式者が鳴らす乾いた鐘音を合図に黙祷し、催式者の誘導で乗客は想いおもいに創君の遺灰の小さな包みと花を横須賀港沖の海に投げ入れた。わたしは彼を海に送りながら「ありがとう」と叫んでいた。一度は沈んだ小さな包みは、船尾を囲むように海面を漂う色彩豊かな花たちの下から白色に染まった大きな藻のように塊となって、ゆっくりと浮き上がり、船体を離れ、消えていった。誰もが、それぞれの白い藻を追っていた。彼の死を認めることになる瞬間だった。

ついでながら、海への献品は、溶けるものであること、水性のものは赤ワイン以外なら何でもよいと事前に聞かされていた。わが法人新津代表は、酒好きな彼のためにと高級薩摩焼酎をドボドボと惜しげもなく海に流し込んだ。

創君の父君の郷里であり、彼の本拠地でもある横須賀。仕事のスタートがダイバーであることなどから彼(息子)も反対はしないだろう、と海洋散骨に決めたわけを母君延子さんは披露した。日比谷松本楼のカレーを食べに早朝から並ぶほど、カレー通だった愛息への想いから、この日のメは、知人ぞ知る軍艦カレーを参列者全員、ホテルでご馳走になった。

テーブルを囲んだ若者たちは、「必要なときにいつでも、どこへでもすぐに来てくれる人」「断らない人」「温かな人」とそれぞれのエピソードを語っていた。わたしも同感だった。

*

みまか

足元の砂が引くように年齢周辺の方々が身罷り、いよいよ行く末を考える。わが家には仏壇を置かず、行き詰まったときには八百万の神にすがる。実家の菩提寺との付き合いは、法事や寺普請のときのカンパ依頼のときぐらいで、法事でも



決まったお経以外に住職の説法を聞いたことがないらしい。だから、重い墓石の下に眠るつもりはほとんどない。また、泳ぎの不得手なわたしは、海に流されるのは御免だと思っていた。しかし、自ら遺灰を海に入れ、消えゆくのを見届けることで別れが実感された海洋散骨。残された家族の心境を思いやる時、むべなるかなである。

*

真新しい体験であり、母君延子さんの創君への願いのこもった海洋散骨参式であった。

荒木 創 君 やすらかに。また、会いましょう。そして、延子さん、ご自愛を。

合掌

5月内部研修会報告

5月30日、今年度第3回目の内部研修会を開催しました。参加者は25名で、うち会員は18名でした。すでにお知らせしておりますとおり、テーマは「子ども・子育て支援制度と保育・教育」と「居宅訪問型保育と一般型家庭訪問保育の概要」です。講師として東京都市大学 人間科学部児童学科 園田 巖 氏と(株)ハローキッズスマイル取締役の岩久由香氏をお迎えしました。なお、岩久氏は会員で第三者評価の評価者です。

園田氏は、昭和23年の児童福祉法施行から子ども子育て支援法成立までの保育制度の変遷をまず講義してくださいました。そしてわが国の少子化の特徴を人口動態とあわせてみたとき、病気にたとえれば「現状はほとんど予断を許さない状態」にあるということも理解できました。これらを前提に国はどのような手を打とうとしているのか、その際に懸念されることまで含めて、ご自身の専門職としての知見も交えながらの講義でした。

岩久氏は「子ども・子育て支援法」に基づく給付・事業の全体像を図示してくださったため、子ども・子育て支援給付の知識しかもちあわせていなかった私にとって、地域子ども・子育て

て支援事業や、国全体で取り組む仕事・子育て両立支援事業までを構造的に理解できました。岩久氏の講義内容の感想を、当日参加者の大槻さんが寄せてくださいましたのでご紹介します(以下参照)。

(文責:鳥海)

内部研修会の感想

大槻 恵子

岩久由香講師の「居宅訪問型保育と一般型家庭訪問保育の概要」の話は大変わかりやすく、子ども・子育て支援法に基づく保育事業の体系を理解するよい機会になりました。

子ども・子育て支援法に基づき市町村が実施主体として行う子育て支援事業は13項目にも及び、地域の実情に合わせて実施されていることを知りました。また、従来“認可外”とされていた小規模保育事業や“保育ママさん”とよばれていた家庭的保育事業、一般型家庭訪問保育(ベビーシッター)、企業主導型ベビーシッターについても「保育士保育指針」に準じた保育が求められると説明があり、それぞれの事業に従事する保育者の要件も明確に定められていることを知り、現状でも大きな課題である保育の人材確保と人材育成がさらに重要になると感じます。

いまから30年以上前、私が産休明けに子どもたちを認可外保育所や保育ママさんに預けたころの保育事情と比べると、ようやく法整備が始まり子育て支援給付や事業が充実するきざしがみられる一方、働く親にとっては預け先を見つける苦労は相変わらず続いています。子どもの貧困やその背景にある女性の就労や生活の実態を考えると、一人親と障がいや慢性疾患をもつ子どもの保護者に対する就労支援はとくに重要な社会的課題であると考えます。講師から居宅訪問型保育事業の運営と利用者の実態が詳しく説明されたことにより、子どもの人権を守り、子どもひとり一人に相応しい保育を保障するためには施設保育の充実とともに居宅訪問型保育の推進が不可欠である、と認識を新たにしました。

新会員自己紹介

メイアイヘルプユウの会員に加えさせていただいた清田和男です。現在は、北区社会福祉事業団の職員として「北区立赤羽西福祉工房」という身体障がい者の施設で働いております。

メイアイヘルプユウの方々との出逢いは、昨年末、突然亡くなってしまった荒木 創さんが導いてくれました。

創さんとは、自分が以前働いていた「北区立王子福祉作業所」で出逢いました。お祭りのボランティアに来てくれたその後も、作業が忙しいときは、時間をつくって何度も手伝いに来てくれて、本当に助かりました。そして、創さんは、社会福祉士の実習場所を「北区王子福祉作業所」としたため、自分

が担当をすることになり、さらにご縁が深まりました。



また、東日本大震災の石巻、福島県の南相馬、豪雨水害の福島県金山町、同じく豪雨水害の和歌山で、震災・災害ボランティアとして一緒に活動してくれこともかけがえのない時間でした。いまにして思うと、気さくで、自由奔放で、惜しみなく周囲に奉仕している創さんがいてくれたから、自分も震災ボランティアを続けることができたように思います。

その創さんの訃報に接し、いてもたってもいられず、「身体拘束ゼロ」の講演で存じ上げていた鳥海さんに思い切ってコンタクトをとりました。鳥海さんは創さんのお母様にも自分を紹介して下さり、メイアイヘルプユウの事務所で行われた、3月3日の「荒木さんを偲ぶ会」にも声をかけてくださいました。そうしたご縁から5月21日、新津代表、要さんとご一緒に、創さんの海洋散骨のセレモニーにも参加させていただき、お母様と直接お話することも叶いました。

メイアイヘルプユウの方々から創さんが大切にされていたこともわかり、改めて人の縁とつながりのあたたかさとありがたさを実感致しました。創さんと過ごした時間、かかわりを大切な思い出として、ご縁とつながりに感謝しつつ、自分らしく、誰かの、何かの役に立てるよう、精いっぱい生きていこうとおもっています。

メイアイヘルプユウの皆様、今後もご指導をよろしくお願い致します。

(清田 和男)

次回内部研修会のお知らせ

次回の内部研修会は以下の要領で開催します。お忙しい折とは存じますが、万障お繰り合わせのうえご参加ください。申し込みは、メール、ファックスなどで8月18日(金)までお願いします。

- とき:8月24日(木) 18時30分～
- ところ:メイアイヘルプユウ事務所
- テーマ:「おおたスマイルプロジェクト」について
- 講師:斎藤弘美氏(社会福祉法人 大洋社常務理事)

『大田区内の複数の社会福祉法人とコラボして、ひとり親家庭の小・中学生を対象にした、「学ぶ」「食べる」「動く」「体験する」プログラムなどに取り組んでいる』。この取り組みを紹介させていただきます。

みなさまからの
社会福祉情報お待ちしております。(編)
メールアドレス:smile-npo@smile.meiai.org
*HPアドレス:www.meiai.org/

〒141-0031 東京都品川区西五反田2-31-9
シーバード五反田401
(03)3494-9033
NPO法人メイアイヘルプユウ